

日本パーソナルコンピュータ株式会社

メディアコンバートサービス約款

第1条 (総則)

本約款は、貴社（以下、甲という）と日本パーソナルコンピュータ株式会社（以下、乙という）との間のメディアコンバートサービス（以下、本サービスという）の実施において、本サービスに関する別途契約書類、または電子メール等を含む書面（以下、書面という）による取り決めがない場合に適用されます。

第2条 (本サービス依頼の成立)

甲は、書面による乙への本サービスの依頼をもって、本メディアコンバートサービス約款に同意したものとし、乙が受領した書面による依頼の承諾を行った時点で、本サービス依頼の成立とします。

第3条 (本サービスの対象及び内容)

- ①乙が行う本サービスの対象及び内容は、仕様書等に定める内容に従うものとします。
- ②①の仕様書に定めた内容と異なる作業が発生した場合は、別途甲乙間で協議の上、取り決めるものとします。
- ③乙は、本サービスの履行の為に甲の書面による承諾を得て、第三者に本サービスの一部、または全部を再委託できるものとします。

第4条 (本サービスの料金)

本サービスの料金は、その支払い条件を含め乙が作成した見積書に従うものとします。

尚、以下の場合において、甲に対し費用の一部、または全部を請求する場合があります。

- ①甲の口頭もしくは書面による指示により、本サービスの履行を中断した場合の中断した時点での作業費用。
- ②第6条に挙げる条件により、本サービスの履行を中断した場合における作業中断までの諸費用。
諸費用とは、直接の作業費用、乙が本サービスを履行する為に用意した記憶媒体等の費用、レンタルの設備の費用、及び対象一式の返却に関する費用を含みます。
- ③本サービスを履行する為に乙の技術員が甲を訪問した場合における出張費用。

第5条 (本サービスの開始)

本サービスは、乙が本サービスの対象一式の受領、及び依頼内容の確認の完了をもって開始とします。

第6条 (本サービスの中断)

乙は、以下の場合において本サービスの履行を中断し、甲より受領した本サービスの対象一式を返却する場合があります。

- ①甲より受領した記憶媒体に、経年劣化、乙への搬送中における破損、及びウイルス感染等、乙の責による事なく本サービスを履行できない事由が判明した場合。
- ②本サービスの履行により、乙の設備に不具合等の発生が予想される場合。
- ③本サービスの履行により、著作権の侵害等の公序良俗に反する事象の発生が発見、もしくは予想される場合。
- ④甲と取り決めた仕様書と実際のデータの仕様が著しく乖離していた場合。
- ⑤天変地異の発生等により、乙の責による事が無い事象により本サービスの履行が不可能な場合。

第7条 (本サービスの成果物と完了)

乙は、仕様書等に定める内容に従い本サービスを実施し、甲への終了の報告をもって、本サービスの完了とします。尚、本サービスにともなう成果物等のその後の取り扱いについては、甲乙間で別途協議の上取り決めるものとします。

第8条 (本サービスの成果物等の引き渡しが出来ない場合の措置)

乙は、本サービスの対象一式や成果物（以下、成果物等）の納品や返却にあたり、甲と連絡がとれない場合や甲が成果物等の受け取りを拒んだとき、若しくはその他の甲の都合による理由により成果物等の受け渡しが行えない場合は、乙は甲に対し内容証明郵便等のしかるべき方法で予告をした上で、乙が予告をした日より一年間保管し、その後、成果物等を破棄することができるものとします。

第9条 (本サービスの保証と免責事項)

本サービスの完了より1ヶ月以内に、成果物等の不具合が発見された場合は、甲乙間で別途協議の上、乙は本サービスの再作業を実施するものとします。尚、甲による成果物等の検証が1ヶ月以内に不可能な場合は、甲乙間で別途協議するものとします。

以下の項目については免責事項とします。

- ①甲から乙、乙から甲を問わず、甲の記憶媒体、資料、成果物等の輸送時に発生した事故。
- ②甲から受領した記憶媒体の経年劣化等による乙の責によらない当該媒体の破損。

第10条 (善管義務)

乙は、本サービスの実施により知り得た甲、及び甲の顧客の業務上、技術上の秘密情報、甲から受領した個人情報を含む記憶媒体、及び資料、本サービスの実施に伴い発生したデータ等を「秘密情報」とし、善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスの履行以外の目的に使用せず、甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に一切公表しないものとします。

第11条 (紛議)

本サービスに関する契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、本サービスに関して甲と乙との間で紛議が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

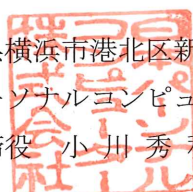
第12条 (協議)

本約款の解釈および本約款に規定しない事柄について紛議が生じた場合、甲乙間で協議の上、円満解決するよう努力するものとします。

神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-20

日本パーソナルコンピューター株式会社

代表取締役 小川 秀和



2018年4月1日